

令和3年度

契第え004号

# 航路標識保守業務請負契約書

## 航路標識保守業務請負契約書

収入  
印紙

- 契約件名 和歌山・田辺地区航路標識保守業務
- 契約金額 金 円  
うち取引に係る消費税額及び地方消費税額 金 円
- 履行場所 仕様書のとおり
- 契約期間 令和3年4月1日 から 令和4年3月31日 まで
- 契約保証金 免除

上記の請負契約について、支出負担行為担当官 第五管区海上保安本部長 鈴木 史朗 を発注者として、 を受注者として、次の条項により契約を締結する。

(総 則)

- 第1条 発注者及び受注者は、この契約書に基づき、設計図書に従い、日本国の法令を遵守し、この契約を履行しなければならない。
- 受注者は、この契約書及び設計図書に定めるところに従い、「和歌山・田辺地区航路標識保守業務」（以下「保守業務」という。）を契約期間内に完了し、発注者は、これに対し、受注者に請負代金を支払うものとする。
  - この契約を実施するための保守業務に際して発生した事故については、受注者がその全責任を負うものとする。
  - 発注者は、その意図する業務を完了させるため、業務に関する指示を受注者又は受注者の管理責任者に対して行うことができる。この場合において、受注者又は管理責任者は、当該指示に従い業務を行わなければならない。

- 5 受注者は、この契約の履行に関して知り得た情報を漏らしてはならない。
- 6 この契約の履行に関して発注者と受注者の間で用いる言語は日本語とする。

(契約金額内訳書及び全体工程表)

第2条 受注者は、発注者が必要と認めたときは、契約金額内訳書を作成し発注者に提出しなければならない。

- 2 受注者は、仕様書に従い、業務の実施に先立って全体工程表を作成し、発注者に提出し、その承諾を受けなければならない。

(仕様書の解釈等)

第3条 仕様書について疑義を生じたもの又は仕様書に明記されていない事項については、発注者と受注者が協議して定めるものとし、受注者は、その他軽微なものについては、発注者又は監督すべきことを命ぜられた職員（以下「監督職員」という。）の解釈若しくは指示に従い、請負金額の範囲内において保守業務を実施するものとする。

(監督職員)

第4条 発注者は、監督職員を命じたときは、その官職及び氏名を受注者に通知するものとする。監督職員を変更したときも同様とする。

- 2 受注者は、監督職員の監督の実施について必要な費用を負担するものとする。
- 3 受注者は、他の条項に定めるもののほか、監督職員から監督の実施について必要な資料の提出又は提示を求められた場合には、これに応ずるものとする。
- 4 受注者は、監督職員から立ち会いを求められた場合は、これに応ずるものとする。
- 5 監督職員は、この契約書の他の条項に定めるもの及びこの契約書に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて監督職員に委任したもののほか、仕様書等に定めるところのより、次にあげる権限を有する。
  - 一 発注者の意図する業務を完了させるための受注者又は受注者の管理責任者に対する業務に関する指示
  - 二 この契約書及び設計図書の記載内容に関する受注者の確認の申出又は質問に対する承諾又は回答
  - 三 この契約の履行に関する受注者又は受注者の管理者技術者との協議
  - 四 業務の進捗の確認、設計図書の記載内容と履行内容との照合その他契約の履行状況の立会い、調査、確認

- 6 発注者は、2名以上の監督職員を置き、前項の権限を分担させたときにあつてはそれぞれの監督職員の有する権限の内容を、監督職員にこの契約書に基づく発注者の権限の一部を委任したときにあつては、当該委任した権限の内容を受注者に通知しなければならない。
- 7 第5項の規定に基づく監督職員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。

(管理責任者)

第5条 受注者は、業務の管理を行う管理責任者を定め、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。管理責任者を変更したときも同様とする。

- 2 管理責任者は、この契約の履行に関し、業務の管理及び統轄を行うほか、請負金額の変更、履行期間の変更、請負代金の請求受領、次条第1項の請求の受理、同条2項の決定の通知並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。
- 3 受注者は、前項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうちこれを管理責任者に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。

(管理責任者等に対する措置請求)

第6条 発注者は、管理責任者又は受注者の使用人若しくは第9条1項の規定により受注者から業務を委任され、若しくは請け負った者がその業務の実施につき著しく不相当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

- 2 受注者は、前項の規定による請求があつたときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果の請求を受けた日から10日以内に発注者に通知しなければならない。

(権利義務の譲渡等)

第7条 この契約により生ずる権利又は義務は、これを第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、発注者の承諾を得た場合は、この限りではない。

(一括再委託等の禁止)

第8条 受注者は、業務の全部又は主たる部分を一括して第三者に委任し又は請け負わせてはならない。

2 前項の「主たる部分」とは、業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断及び点検業務等をいうものとする。

(再委託及び再委託内容等の変更の事前承諾義務)

第9条 受注者は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするとき（以下「再委託」という。）は、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び契約金額等について記載した書面を発注者に提出し、承認を得なければならない。

なお、再委託の内容を変更しようとするときも同様とする。

2 前項の規定は、受注者がコピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理、計算処理、模型製作、翻訳、参考書籍、文献購入、消耗品購入、会場借上等の軽微な業務を再委託しようとするときは、適用しない。

ただし、保有個人情報、個人番号、特定個人情報及び行政機関非識別加工情報を扱う業務はこの限りではない。

3 受注者は、第1項にて承諾を得た場合において、再委託の相手方がさらに再委託を行うなど複数の段階で再委託が行われるときは、前項の軽微な業務を除き、あらかじめ当該複数段階の再委託の相手方（次条「再委託受託者」という。）の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲を記載した書面（以下「履行体制に関する書面」という。）を発注者に提出しなければならない。履行体制に関する書面の内容を変更しようとするときも同様とする。

4 受注者は、前項の場合において、発注者が適正な履行の確保のため必要な報告等を求めた場合には、これに応じなければならない。

5 第1項のなお書きの規定は、軽微な変更該当するときは、適用しない。

(再委託受託者に対する監督)

第10条 受注者は、発注者又は監督職員が再委託受託者に、請負人に対すると同様の監督をすることができるように必要な措置をとらなければならない。

(代理人等に関する措置要求)

第11条 発注者又は監督職員は、現場代理人その他受注者の代理人（再委託者は代理人とみなす。以下同じ。）、主任技術者、使用人又は労務者等がこの契約の履行につき著しく不相当と認められるものがあるときは、受注者に対し、事由を明示して、必要な措置をとるべきことを求めることができる。

(行政庁に対する手続)

第 12 条 受注者は、その保守業務について、行政庁に対し申請、届出等を必要とするときは、自己の費用をもって、当該行政庁に対する必要な手続きをするものとする。

(貸与品)

第 13 条 発注者は、仕様書に記載する物品及び資料等を受注者に貸与する場合は、発注者があらかじめ指定した場所及び日時に受注者に対して交付する。この場合において、受注者は、貸与品の交付を受けるごとに受領書を発注者に提出し、受注者は発注者から貸与された資料、機器等がある場合、これを本件業務以外の用途に使用してはならず、善良なる管理者細心の注意義務をもって使用・保管・管理するものとする。

2 貸与された資料、機器等が不要となった場合、本契約が解除された場合又は発注者からの要請があった場合、受注者は貸与された資料、機器等をすみやかに発注者に返却するものとする。

(成果の権利および知的財産権の帰属)

第 14 条 本件業務に基づき受注者が発注者のために作成した成果物（中間成果物も含む）および役務の提供の結果、発生した著作権及びその他の無体財産権は、本件業務事前に受注者が既に保有するものを除き、すべて発注者に帰属し、その権利は受注者から発注者に無償で譲渡されるものとする。

2 受注者は、成果物に対する著作権を行使しないことを合意する。

3 受注者は、発注者が発注する業務に使用する目的以外で成果物を利用する場合は、発注者からの書面による承諾を得るかもしくは別途、合意をしなければ、成果物の全部あるいは一部及びその複製物を保有し利用することはできないものとする。

4 契約期間の途中で、第 27 条（契約の解除）が行われた場合は、すでに受注者が発注者のために作成した成果物（中間成果物も含む）、発生した著作権及びその他無体財産権は、本件業務以前に受注者が既に保有するものを除き、すべて発注者に帰属し、その権利は受注者から発注者に無償で譲渡されるものとする。

(権利の侵害)

第 15 条 受注者は、本件業務を行なうにあたり、第三者の権利を侵害しないよう留意するとともに、受注者が発注者のために作成した成果物（中間成果物も含む）および役務の提供の結果について第三者との間で紛争が生じた場合、受注者は発注者に対して、その事実を報告したうえで、自己の責

任と負担において処理・解決するものとする。

(報告義務)

第 16 条 受注者は、発注者の請求があるときは、口頭または書面により遅滞なく本件業務の履行状況を報告しなければならない。

2 本件業務の遂行に支障を生じるおそれのある事故の発生を受注者が知った場合、受注者はその事故の帰責の如何にかかわらず、その旨をただちに発注者に報告し、発注者と今後の対応方針についての協議を行なうものとする。

(物価変動等による請負金額の変更)

第 17 条 物価変動その他予期することのできない事由に基づく経済情勢の激変等により、請負金額が著しく不相当であると認められるに至った場合は、発注者受注者協議して、これを変更することができるものとする。

(契約期間及び仕様の変更等)

第 18 条 発注者は、その都合により、契約期間又は別紙仕様内容を変更し、又は一時中止し、若しくはこれを打ち切ることができるものとする。

2 前項の場合において、請負金額を増減する必要があるときは、発注者受注者協議して、その金額を増減するものとする。

(不可抗力等による変更等)

第 19 条 受注者は、本契約に基づく保守業務について、天災その他不可抗力等によって業務を履行できない場合は、発注者に対して履行計画の変更を申し出るものとする。ただし、履行計画の変更は、指定された期日を越えて行うことはできない。

2 受注者は、指定された期日までに業務を履行することができない場合は、その状況を発注者に通知するとともに、契約の一部の解約を申し出なければならない。

3 前項の場合において、請負金額を減額する必要があるときは、発注者受注者協議して、その金額を減額するものとする。

(保守業務実施計画の変更等)

第 20 条 発注者は、必要に応じ保守業務実施計画を変更することができるものとする。

- 2 発注者は、当該保守業務の実施計画を変更する必要がある場合は、その事由を受注者に通知したうえで速やかに当該保守実施計画書を変更し、受注者の了解を受けなければならない。
- 3 前2項の場合において、履行期限内の当該保守業務実施計画の変更により請負金額を増減する必要があるときは、支払を行う履行期間ごとに、発注者受注者協議して、その金額を増減するものとする。

(終了の通知及び検査)

第21条 受注者は、毎月分の保守業務を完了した場合は、その旨を書面により発注者に通知するものとする。

- 2 発注者は、前項の通知を受けたときは、検査を行うべきことを命じた職員（以下「検査職員」という。）により検査を行うものとする。
- 3 受注者は、検査職員から検査の実施について必要な書類等の提示若しくは提出又は説明を求められた場合には、これに応ずるものとする。

(成果品の引渡し)

第22条 受注者は、前条の検査にあわせ提出した成果品は、これを発注者に引き渡すものとする。

- 2 成果品の所有権は、その引き渡しと同時に受注者から発注者に移転するものとする。

(請負代金の請求)

第23条 受注者は、前条に定める保守業務完了の検査に合格後3か月ごとに請負代金を請求することができるものとする。

(請負代金の支払)

第24条 発注者は、前条により、受注者が提出する適法な支払請求書を受理してから30日以内（以下「約定期間」という。）に、海上保安庁において、その代金を受注者に支払うものとする。

- 2 発注者は、受注者から支払請求書を受理した後、その請求書の全部又は一部が不当であることを発見したときは、その事由を明示して、これを受注者に返付するものとする。この場合においては、その請求書を返付した日から発注者が受注者の是正した支払請求書を受理した日までの期間は、約定期間に算入しないものとする。ただし、この請求書の内容の不当が受注者の故意又は重大な過失によるものであるときは、適法な支払請求書の提出がなかったものとして、受注者の是正した支払請求書を受理した日から約定期間を計算するものとする



#### (遅延利息)

第 25 条 発注者は、約定期間内に請負代金を支払わないときは、受注者に対し、遅延利息を支払わなければならない。

- 2 遅延利息の額は、約定期間満了の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、年 2.6 パーセントとする。ただし、受注者が代金の受領を遅滞した日数及び天災地変等やむを得ない事由により支払のできなかった日数は、約定期間に算入せず、又は遅延利息を支払う日数に計算しないものとする。
- 3 前項の規定により計算した遅延利息の額が 100 円未満であるときは遅延利息を支払うことを要せず、その額に 100 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。
- 4 発注者が検査期間内に検査を終了しないときは、検査期間満了の日の翌日から検査を終了した日までの日数は、約定期間の日数から差し引くものとし、又検査の遅延した日数が約定期間の日数を超える場合は、約定期間は満了したものとみなし、発注者は、その超える日数に応じ、前 3 項の例に準じて計算した金額を受注者に支払うものとする。

#### (臨機の措置)

第 26 条 受注者は、災害防止等のため特に必要と認める場合は、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、受注者は、あらかじめ監督職員の意見を求めるものとする。ただし、緊急やむを得ないときは、この限りでない。

- 2 受注者は、前項の場合において、そのとった措置につき、遅滞なく監督職員に報告しなければならない。
- 3 監督職員は、災害防止その他の保守業務の施行上緊急に必要な事項については、受注者に対し臨機の措置をとることを求めることができる。この場合において、受注者は、直ちにこれに応じなければならない。
- 4 第 1 項及び前項の措置に要した経費のうち、発注者受注者協議して契約金額に含めることを不相当と認めた部分については、発注者がこれを負担するものとする。

#### (危険負担)

第 27 条 受注者の使用人が発注者の施設物においてなす業務上の行為は、すべて受注者の責任とする。また、業務上負傷し、若しくは死亡した場合は、全て受注者の責任とする。

- 2 受注者は、その使用人が業務遂行中、発注者の建造物又は器物を破損したときは、発注者がやむを得ないものと認めた場合を除くほか、発注者の

決定する方法により弁償するものとする。

#### (契約不適合責任)

第 28 条 発注者は、本業務が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）があるときは、受注者に相当の期間を定めてその契約不適合の補修を請求し、又は補修に代え若しくは補修とともに、その契約不適合によって生じた損害の賠償を請求することができる。

- 2 前項の規定による契約不適合の補修又は損害賠償の請求は第 21 条の規定による検査を受けた日から 1 年以内に行わなければならない。
- 3 発注者は、業務に契約不適合があることを知ったときは、第 1 項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該かしの補修又は損害賠償を請求することはできない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。

#### (契約の解除)

第 29 条 発注者は、下記各号の一に該当するときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 受注者から解約の申出があったとき（第 31 条の場合を除く）。
  - (2) 受注者が第 8 条及び第 9 条の規定に違反したとき。
  - (3) 前各号のほか受注者がこの契約に違反し、そのため発注者が契約の目的を達することができないとき。
  - (4) この契約の履行について、受注者又はその代理人若しくはその使用人等が不正をしたとき又はこれらの者が発注者の行う検査若しくは監督を妨げ、又は妨げようとしたとき。
  - (5) 受注者が破産の宣告を受け、又は居所不明となったとき。
- 2 受注者は、前項第 1 号から第 4 号までの場合において、違約金として、解約部分に対する契約金額の 10 分の 1 に相当する金額を発注者に支払わなければならない。ただし、第 1 号の場合において、受注者の責めに帰することのできない事由があるときは、この限りでない。

第 30 条 発注者は、前条に定める場合のほか、自己の都合により、この契約の全部又は一部を解除することができる。この場合において、発注者は、受注者に損害が生じ解約後 30 日以内に請求があるときは、その損害賠償するものとする。

- 2 前項の損害額は、発注者受注者協議して定めるものとする。
- 3 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この項において同じ。）が次の各号のいずれかに該当するときは、

この契約を解除することができる。

- (1) 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この条において同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
- (2) 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき
- (6) 下請契約その他の契約に当たり、その相手方が第1号から第5号までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき
- (7) 受注者が、第1号から第5号までのいずれかに該当する者を下請契約その他の契約の相手方としていた場合（第6号に該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

4 前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、受注者は、請負代金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

第31条 受注者は、第18条の規定による仕様内容の変更のため契約金額が2/3以下に減少したとき又は同条の規定による変更契約期間が頭書の期間の1/2以下に達したときは、この契約を解除することができる。

（相殺等）

第32条 この契約により発注者が受注者から取得すべき違約金等がある場合において、発注者が当該金額と相殺することができる債務を受注者に対して有するときは、これを相殺するものとする。

- 2 前項の規定により相殺を行っても、なお発注者において、取得金額のある場合又は発注者が違約金等を徴収する場合において、受注者は、発注者の指定する相当の期限までにこれらの金額を支払わないときは、発注者に対し、遅延利息を支払わなければならない。ただし、当該取得金、違約金等が1, 000円未満の場合は、この限りでない。
- 3 第23条第2項及び第3項の規定は、前項の遅延利息について準用する。この場合において、同条第2項中「年2.6パーセント」とあるのは「年3パーセント」と、同項ただし書き中「受注者」とあるのは「発注者」と、第3項中「100円」とあるのは「1円」と読み替えるものとする。

(合意管轄)

第33条 本契約に関して訴訟の必要が生じた場合、神戸地方裁判所又は神戸簡易裁判所を専属管轄裁判所とする。

(談合等不正行為があった場合の違約金等)

第34条 受注者が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、契約額（この契約締結後、契約額の変更があった場合には、変更後の契約額）の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）
- (2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において同じ。）において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
- (3) 前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対して納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

- (4) この契約に関し、受注者（法人にあつては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
- 2 受注者が前項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、**年3パーセント**の割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

（紛争の解決）

第35条 この契約に定めない事項又はこの契約の履行について、疑義又は紛議を生じたときは、発注者受注者協議して定めるものとする。

以上契約を証するため、この証書2通を作成し、発注者受注者各1通を保有する。

令和3年4月1日

発注者	住 所	兵庫県神戸市中央区波止場町1番1号
	氏 名	支出負担行為担当官 第五管区海上保安本部長 鈴木 史朗
受注者	住 所	
	氏 名	